

第4回から第7回までの会議のまとめ
(たたき台)

条例制定作業部会のまとめた原案	原案に対する事務局からの 質問及び意見	事務局からの提案	大隈、小野、河野、北地 徳田、萩野、村野委員案
<p>① 相互理解の促進</p> <div data-bbox="159 336 602 531" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(条例案に明記すべき事項) 市の責務として、社会モデルについて正しく啓発・広報を行うこと。</p> </div> <p>(その考え)</p> <p>障がい者に対する医学モデルから社会の障壁や制度等にある社会モデルが重要であり、その事について正しい啓発・広報を行ってほしい。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会モデル」の定義付けが必要であるものと考えます。 ・①～⑨で「正しい」という用語が4回使用されていますが、条例の規定に基づく施策を実行するに当たっては当然のことであるため、削ってもよいものと考えます。仮に削れない重要な用語であるとするならば、すべての規定に使用する必要があるとともに、定義付けする必要があるものと考えます。 <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜ、社会モデルの考えが相互理解の促進にとって重要なのかという根拠を示す必要があるものと考えます。 ・根拠ではなく、要望になっています。 	<p>① 相互理解の促進</p> <div data-bbox="1167 336 1610 531" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(条例案に明記すべき事項) 市の責務としては、社会モデルについて正しく啓発・広報を行うこと。</p> </div> <p>(その考え)</p> <p style="color: red;">再考したほうがよいものと考えます。</p>	<p>徳田委員提出資料の4の(2)の①へ移行（総則的規定に明記）</p>

<p>(条例案に明記すべき事項) 市の責務として、義務教育における「正しい障がい者教育」を行うこと。</p> <p>(その考え) 幼児期から後期中等教育を含む障がい者別の理解と協力を得るための教育を系統的に行ってほしい。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> なぜ、義務教育における障がい者教育が相互理解の促進にとって必要なのかという根拠を示す必要があるものと考えます。 根拠ではなく、要望になっています。 	<p>(条例案に明記すべき事項) 市の責務として、義務教育における「正しい障がい者教育」を行うこと。</p> <p>(その考え) 再考したほうがよいものと考えます。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項) 市は、義務教育の中で障がいの理解を得られるようカリキュラム等に位置付けるとともに、児童、生徒、保護者等に対して、福祉教育を行うこと。</p> <p>(その考え) 障がいについて、全ての市民に理解を広げることが重要であるが、そのためには、子どもの頃から理解しておくことが必要である。このため、義務教育における「障がい」についての教育が不可欠であるため。</p>
<p>(条例案に明記すべき事項) 市の責務として、地域にある団体、組織等へ連携組織化を図ってほしい。</p> <p>(その考え) 地域にあるあらゆる団体・組織等の横の連携・協働を図るために積極的に支援いただきたい。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 要望と受け止められます。 <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> なぜ、団体、組織等の連携組織化が相互理解の促進にとって必要なのかという根拠を示す必要があるものと考えます。 根拠ではなく、要望になっています。 	<p>(条例案に明記すべき事項) 市の責務として、地域にある団体、組織等が連携組織化し、市と協働を図ってほしいよう支援すること。</p> <p>(その考え) 再考したほうがよいものと考えます。</p>	<p>徳田委員提出資料の4の(2)の⑤へ移行（総則的規定に明記）</p>

<p>(条例案に明記すべき事項) 当事者・家族・関係者が主体的に啓発・広報・交流等について積極的に行動を行う。</p> <p>(その考え) 当事者・家族が主体となつてあらゆる機会に組織化をはじめ行動を行い相互理解に務めたい。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市民(地域)は、障がい者について理解、協力を務めたい。</p> <p>(その考え) 市民(地域)の理解が無ければ相互理解は進展しない。市民は機会を促へ、障がい者への理解・協力を深める。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> なぜ、当事者等が主体となつて啓発等を行うことが相互理解の促進にとって必要なのかという根拠を示す必要があるものと考えます。 根拠ではなく、願望になっています。 <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 願望と受け止められます。 「障がい者」の定義付けが必要であるものと考えます。 <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> なぜ、相互理解の促進にとって市民の理解が重要なのかという根拠を示す必要があるものと考えます。 	<p>(条例案に明記すべき事項) 当事者障がい者と、その家族と及びその関係者は、自らが主体的にとなつて啓発と、広報と、交流等についてを積極的に行動を行うこと。</p> <p>(その考え) 再考したほうがよいものと考えます。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市民(地域)は、障がい及び障がい者について理解し、障がい者に協力配慮するように務めたい努めること。</p> <p>(その考え) 再考したほうがよいものと考えます。</p>	<p>32頁の取り組むべき具体的な施策へ移行(当事者や家族を含めた講師団の編成)</p> <p>徳田委員提出資料の5の(1)へ移行(総則的規定に明記)</p>
---	--	---	---

<p>(条例案に明記すべき事項) 市の責務として財政的に支援を行うこと。</p> <p>(その考え) 条例制定に伴う事やその後についての財政的支援を行うこと。</p> <p>② 権利擁護</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 何人も障がい者に対し、差別をしてはならない。</p> <p>(その考え) 障がいのある人もない人も同じようにかげがえのない人生を自分らしく地域で生きる権利がある。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 合理的配慮</p> <p>(その考え) 障害者権利条約第 19 条には「すべての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を認めるものとし」と、規定されているように、障がいにより</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政上の措置に関する規定は、相互理解の促進に限ったことではないため、総則的規定に明記すべきであるものと考えます。 <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「差別」の定義付けが必要であるものと考えます。 <p>(その考え)</p> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 4 回会議議事録 40 頁によれば、社会的障壁という言葉を入れて合理的配慮の規定を置くということであるが、①～⑨においてまとめられた条例案に明記すべき事項が社会的障壁を取り除くために実施される合理的配慮であるというこ 	<p>(条例案に明記すべき事項) 市の責務として財政的に支援を行うこと。</p> <p>(その考え) 条例制定に伴う事やその後についての財政的支援を行うこと。</p> <p>② 権利擁護</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 何人も、障がい者に対し、差別をしてはならない。</p> <p>(その考え) 障がいのある人もない人も同じようにかげがえのない人生を自分らしく地域で生きる権利があるため。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 合理的配慮</p> <p>(その考え) 障害者権利条約第 19 条には「すべての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を認めるものとし」と、規定されているように、障がいにより</p>	<p>第 9 回会議で議論（総則的規定に明記）</p> <p>徳田委員提出資料の 6 の (1) へ移行（総則的規定に明記）</p> <p>徳田委員提出資料の 6 の (2) へ移行（総則的規定に明記）</p>
--	--	--	---

できないことは支援を受けながら**普通**に人生を過ごすことができるようにすべきである。特別なことを求めているわけではない。**社会的障壁**という言葉も入れる。

(条例案に明記すべき事項)
障がい者に対する虐待禁止

(その考え)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第79号の定義に障害者虐待の類型は5つと規定されているが、それを検討する虐待禁止委員会の設置が必要。

(条例案に明記すべき事項)
相談・助言及びあっせんの申立て

(その考え)

市の機関に設置する。

とでよいのではないか？

・「合理的配慮」、「社会的障壁」の定義付けが必要であるものと考えます。

(その考え)

・普通とはどのようなことをいうのか？

(条例案に明記すべき事項)

(その考え)

・条例案に明記すべきであるとした根拠になっていません。

(条例案に明記すべき事項)

(その考え)

・根拠になっていません。

~~できないことは支援を受けながら普通~~に人生を過ごすことができるようにすべきである。~~特別なことを求めているわけではない。社会的障壁と~~という言葉も入れる。

(条例案に明記すべき事項)
障がい者に対する虐待禁止

(その考え)

再考したほうがよいものと考えます。

(条例案に明記すべき事項)
市は、障がい者からの相談、助言及びあっせんの申立てを受ける機関を設置すること。

(その考え)

再考したほうがよいものと考えます。

(条例案に明記すべき事項)
障がいのある人に対する虐待を禁止。そのために、虐待防止委員会を設置すること。

(その考え)

虐待を禁止するとともに、理解を広げ、防止するための取り組みを主体的に行うための組織及び窓口が必要であるため。

(条例案に明記すべき事項)
市は、障がいのある人への差別や虐待が起きた際の相談及び調停を行う委員会を設置すること。

(その考え)

障がいのある人の虐待防止や障が

<p style="text-align: center;">(条例案に明記すべき事項) 権利侵害に対する解決手段</p> <p>(その考え) 権利侵害に対して解決する仕組みが必要。</p>	<p style="text-align: center;">(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え) ・なぜ、権利侵害に対して解決する仕組みが必要なのかという根拠を示す必要があるものと考えます。</p>	<p style="text-align: center;">(条例案に明記すべき事項) 市は、障がい者に対する権利侵害に対する解決手段する仕組みを構築すること。</p> <p>(その考え) 再考したほうがよいものと考えます。</p>	<p>いのある人の権利擁護については、本年10月に障害者虐待防止法が施行されるなど、一層の支援体制の充実が求められている。市民からの意見でも「障がいがあるから悲しいのじゃなく、障がいがあるために社会から差別されるのが悲しい」、「条例の中で最も重要なのは相談窓口を具体化すること」など切実な声が聞かれる。</p> <p>市は、こうした障がいのある人の意見を真摯に受け止め、差別や虐待の把握に努め、助言する機関、相談する機関及びあっせん・解決する機関を設けるべきである。</p> <p>5頁の下の事項に統合</p>
---	---	---	---

③ 生活環境

(条例案に明記すべき事項)

市は、道路における段差の解消、歩道の確保、視覚障がい者誘導ブロック、音声案内等の整備に努めるべきであること。

(その考え)

車イス利用者や視覚障がい者の歩行に支障が来たす事態の解消が進んでいないため。

(条例案に明記すべき事項)

公営住宅のUD化、公営住宅における障がい者・高齢者専用住宅の一層の確保を市に義務付

(条例案に明記すべき事項)

・段差の解消、歩道の確保、視覚障がい者誘導ブロック、音声案内等の整備は、条例に基づく具体的な施策となります。

(その考え)

(条例案に明記すべき事項)

・目的規定、理念規定及び定義規定の議論がなされていませんが、本条例の対象は「障がい者」です。

③ 生活環境

(条例案に明記すべき事項)

市は、道路における段差の解消、歩道の確保、視覚障がい者誘導ブロック、音声案内等の整備に努めるべきであること。

(その考え)

車イス椅子利用者や視覚障がい者の歩行に支障が来たす事態の解消が進んでいないため。

(取り組むべき具体的な施策)

段差の解消、歩道の確保、視覚障がい者誘導ブロック、音声案内等の整備

(条例案に明記すべき事項)

市は、公営市営住宅のUD化、公営住宅における及び障がい者・高齢者専用住宅の一層の確

③ 生活環境

(条例案に明記すべき事項)

市は、道路の整備にあたって、障がいのある人の声を聞き、障がいの別に関わらず、通行や公共交通利用において支障がないようにすること。

(その考え)

道路の整備は、バリアフリー法等によって行われているが、アンケートでは、「段差が多い」、「スロープがない」、「道路の傾斜が大きい」などの声が多く聞かれ、車椅子利用者や視覚に障がいのある人等の歩行に支障を来たす事態の解消が進んでいないため。

(取り組むべき具体的な施策)

段差の解消、歩道の確保、視覚障がい者誘導ブロック、音声案内等の整備

(条例案に明記すべき事項)

市は、市営住宅のユニバーサルデザイン化及び障がいのある人専用住宅の一層の確保を行う

<p>けること。</p> <p>(その考え)</p> <p>障害者基本法第20条の求める地方公共団体の責務が十分には果たされていないため、特に、既存の市営住宅のUD化改造に努める必要があると考えられるため。</p> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、民間共同住宅のUD化に対して、補助金の交付等の支援制度を整備すべきであること。</p> <p>(その考え)</p> <p>障がい者専用の公営住宅の整備の不足を補うためには、障がい者の入</p>	<p>(その考え)</p> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付等は、条例に基づく具体的な施策となります。 <p>(その考え)</p>	<p>保を市に義務付ける行うこと。</p> <p>(その考え)</p> <p>障害者基本法第20条の求める地方公共団体の責務が十分には果たされていないため、特に、既存の市営住宅のUD化改造に努める必要があると考えられるため。</p> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、民間共同住宅のUD化に対して、補助金の交付等のする支援制度を整備すべきであるすること。</p> <p>(その考え)</p> <p>障がい者専用の公営市営住宅の整備の不足を補うためには、障がい者</p>	<p>とともに、民間共同住宅等においてもユニバーサルデザイン化が進むよう支援制度を整備すること。</p> <p>(その考え)</p> <p>アンケートでは、「4階まで頑張っ</p> <p>て上がり下がりしている」、「身体障がい者用の住宅が増えて、住居の心配がないように」という声が寄せられており、市営住宅及び民間住宅を障がいのある人が利用できるようユニバーサルデザイン化を進めることが必要になっているため。</p> <p>(取り組むべき具体的な施策)</p> <p>民間共同住宅のユニバーサルデザイン化に対する補助金の交付</p> <p>7頁の下の事項に統合</p>
---	--	--	---

居可能な民間アパートの確保が不可欠であり、そのためには、改造費等の援助制度が必要となるため。

(条例案に明記すべき事項)

市は、**障がい者**の民間住宅の賃借を円滑化するため、①障がいを理由とする入居拒否を禁止し、②**障がい者**が賃借する際の保証人制度を整備すべきこと。

(その考え)

障がい者が民間住宅を賃借することが今猶困難な状況があり、これを克服するために必要な処置を講じる必要があるため。

(条例案に明記すべき事項)

障がい者のためのショートステイ、グループホーム、福祉ホーム高齢者入所施設の整備に努めるべきことを明記すること。

(条例案に明記すべき事項)

(その考え)

(条例案に明記すべき事項)

・目的規定、理念規定及び定義規定の議論がなされていませんが、本条例の対象は「障がい者」です。

(その考え)

の入居可能な民間アパートの確保が不可欠であり、そのためには、改造費等の援助制度が必要となるため。

(取り組むべき具体的な施策)

民間共同住宅のUD化に対する補助金の交付

(条例案に明記すべき事項)

市は、障がい者の民間住宅の賃借を円滑化するため、⊕障がいを理由とする入居拒否を禁止し、⊖**障がい者が賃借する際の保証人制度を整備すべきこと。**

(その考え)

障がい者が民間住宅を賃借することが今猶**なお**困難な状況**に**あり、これを克服するために必要な処置を講じる必要があるため。

(条例案に明記すべき事項)

市は、障がい者のためのショートステイ、グループホーム、福祉ホーム高齢者入所施設の整備に努める**べきことを明記する**

(条例案に明記すべき事項)

市は、障がいのある人の民間住宅の賃借を円滑化するため、障がいを理由とする入居拒否を禁止し、障がいのある人が賃借する際の保証人制度を整備すること。

(その考え)

障がいのある人が民間住宅を賃借することが今**なお**困難な状況**に**あり、これを克服するために必要な処置を講じる必要があるため。

(条例案に明記すべき事項)

市は、障がいのある人のためのショートステイ、グループホーム、福祉ホームの整備に努めること。

<p>(その考え)</p> <p>これらの施設の整備は、親亡き後の問題の解決にも結びつくものであり、特に早急に整備すべきことが求められるところ。市内には、知的障がい者のためのグループホームが全くないという状況にあり、精神障がい者のためのグループホームも不足している状況にある。</p> <p>市は、これらの施設の整備に関する基本計画を立て、年度ごとの整備目標を具体化するとともに、補助金の交付等に努めるべきである。</p>	<p>・補助金の交付等は、条例に基づく具体的な施策となります。</p>	<p>こと。</p> <p>(その考え)</p> <p>これらの施設の整備は、親亡き後の問題の解決にも結びつくものであり、特に早急に整備すべきことが求められるところである。市内には、知的障がい者のためのグループホームが全くないという状況にあり、また、精神障がい者のためのグループホームも不足している状況にあるため。</p> <p>市は、これらの施設の整備に関する基本計画を立て、年度ごとの整備目標を具体化するとともに、補助金の交付等に努めるべきである。</p> <p>(取り組むべき具体的な施策)</p> <p>ショートステイ、グループホーム及び福祉ホームの整備に関する基本計画の策定及びそれらの施設の整備に対する補助金の交付</p>	<p>(その考え)</p> <p>これらの施設の整備は、親亡き後の問題の解決にも結びつくものであり、特に早急に整備すべきことが求められるところである。市内には、知的に障がいのある人のためのグループホームが全くないという状況にあり、また、精神に障がいのある人のためのグループホームも不足している状況にあるため。</p> <p>(取り組むべき具体的な施策)</p> <p>ショートステイ、グループホーム及び福祉ホームの整備に関する基本計画の策定及びそれらの施設の整備に対する補助金の交付</p>
<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市及び事業者は、公共的施設を建設するにあたっては、計画段階において障がいの要望を</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>・「事業者」の定義付けが必要であるものと考えます。</p> <p>(その考え)</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市及び事業者は、公共的施設を建設整備するにあたっては、計画段階において、障がいの</p>	<p>13頁へ移動</p>

聴取する機会を必ず設けるべきである旨を明記すること。

(その考え)

公共的施設をUD化することは、法令上も義務付けられているところであるが、障がい者の要望を事前に聴取して計画化するという手順が守られていないために、建設完了後に手直しを迫られるというケースが多く見られている。

(条例案に明記すべき事項)

市及び事業者は、障害者基本法第21条第2項に基づいて、公共的施設に求められる措置としての障がい者専用駐車場、トイレ、音声によるガイド、手話・筆記手段の確保につとめるべきこと。

(その考え)

公営温泉、JR、スーパー、コンビニ、ATM、市役所対応窓口、銀行等において、障がい者の利用を一

(条例案に明記すべき事項)

(その考え)

・障がい者が公共的施設を円滑に利用できていない事実を示す必要があるものと考えます。

要望意見を聴取する機会を必ず設けるべきである旨を明記すること。

(その考え)

公共的施設をUD化することは、法令上も義務付けられているところであるが、障がい者の要望意見を事前に聴取して計画化整備するという手順が守られていないために、建設整備完了後に手直しを迫られるというケースが多く見られているため。

(条例案に明記すべき事項)

市及び事業者は、障害者基本法第21条第1項及び第2項の規定に基づいて、公共的施設に求められる措置設備として、障がい者専用駐車場、トイレ、音声によるガイド、手話及び筆記手段その他の設備の確保につとめるべきこと。

(その考え)

公営温泉、JR、スーパー、コンビニ、ATM、市役所対応窓口、銀

(条例案に明記すべき事項)

市及び事業者は、障害者基本法第21条第1項及び第2項の規定に基づき、公共的施設に求められる設備として、障がいのある人専用駐車場、トイレ、音声によるガイド、手話及び筆記手段その他の設備の確保に努めること。

(その考え)

公営温泉、JR、スーパー、コンビニ、ATM、市役所対応窓口、銀

<p>層容易にするため。</p> <div data-bbox="159 528 602 820" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(条例案に明記すべき事項) 市及び事業者は、車いす利用者、視覚聴覚障がい者のＪＲ、バス、タクシーへの利用を円滑にするため体制の整備、研修の実施等につとめるべきこと。</p> </div> <p>(その考え)</p> <p>車いすによるＪＲの利用が不可能なこと、支援連絡が不十分であったり、運転手による乗車拒否、迷惑顔、リフトバス、低床バスの不足等の問題が解消していないため。</p> <div data-bbox="159 1256 602 1393" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、精神障がい者に対する交通手段の確保等に関する施策</p> </div>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p>	<p>行等において、障がい者の利用を層容易にする(障がい者が公共的施設を円滑に利用できていない事実を挿入する必要があるものと考えます)ため。</p> <div data-bbox="1164 528 1608 868" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(条例案に明記すべき事項) 市及び事業者は、車いす椅子利用者並びに視覚及び聴覚障がい者のＪＲ、バス、タクシーへの利用を円滑にするための体制の整備、研修の実施等につとめるべきこと。</p> </div> <p>(その考え)</p> <p>車いすによるＪＲの利用が不可能なこと、また、支援連絡が不十分であったり、運転手による乗車拒否及び迷惑顔並びにリフトバス及び低床バスの不足等の問題が解消していないため。</p> <div data-bbox="1164 1256 1608 1393" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、精神障がい者に対する交通手段の確保等に関する施策</p> </div>	<p>行等において、「駐車できない」、「入れない」、「エレベーターがない」、「トイレがない」、「スロープが不十分」、「車椅子で利用できない」、「視覚障がいなのに自筆を求められる」など、様々な問題が起きているため。</p> <div data-bbox="1671 528 2114 868" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(条例案に明記すべき事項) 市及び事業者は、車椅子利用者並びに視覚及び聴覚に障がいのある人のＪＲ、バス、タクシーへの利用を円滑にするための体制の整備、研修の実施等に努めること。</p> </div> <p>(その考え)</p> <p>車椅子によるＪＲの利用が不可能なこと、また、支援連絡が不十分であったり、運転手による乗車拒否及び迷惑顔並びにリフトバス及び低床バスの不足等の問題が解消していないため。</p> <div data-bbox="1671 1256 2114 1393" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、精神に障がいのある人に対する交通手段の確保等に関する施策</p> </div>
---	---	---	--

<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">の拡充につとめるべきこと。</p> <p>(その考え)</p> <p>バス料金軽減等が精神障がい者には図られていないため。</p>		<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">の拡充につとめるべきこと。</p> <p>(その考え)</p> <p>身体障がい者及び知的障がい者と比べて、バス料金などの公共交通料金の軽減等割引措置制度が精神障がい者には図られていないため。</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">する施策の拡充に努めること。</p> <p>(その考え)</p> <p>身体に障がいのある人及び知的に障がいのある人と比べて、バス料金などの公共交通料金の割引措置制度が精神に障がいのある人には図られていないため。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市及び事業者は、公共的施設を整備するにあたっては、計画段階において、障がいのある人の意見を聴く機会を必ず設けること。</p> </div> <p>(その考え)</p> <p>公共的施設をユニバーサルデザイン化することは、法令上も義務付けられているところであるが、障がいのある人の意見を事前に聴いて整備していないために、整備完了後に手直しを迫られるというケースが見られているため。</p>
---	--	--	---

(条例案に明記すべき事項)

市は、**障害者**に対する災害時の支援のあり方について東日本大震災の教訓を踏まえた基本計画の策定に取り組むべきこと。

その内容として、

- ① 要援護者リストの作成のあり方の再検討と援助者リスト、援助手順作成の必要性
- ② 福祉避難所の整備の必要性
- ③ 災害時の情報伝達システムの整備の必要性（特に視覚障害）
- ④ 避難後の支援のあり方、避難所の運営のあり方に関するマニュアルの作成の必要性
- ⑤ **障がい者**に必要とされる災害用備蓄品の確保のための指針
- ⑥ 防災士を含む災害ボランティア育成システムの必要性
- ⑦ 日常的な防災ネットワークの構築に努めること等を盛り込むこと。

(条例案に明記すべき事項)

・「その内容として」以降は、条例に基づく具体的な施策となっています。

(その考え)

・目玉ともいうべきテーマではありますが、それは条例案に明記すべきであるとする客観的な根拠にはなりません。

(条例案に明記すべき事項)

市は、**障がい者**に対する災害時の支援のあり方について、東日本大震災の教訓を踏まえた基本計画の策定に取り組むべきこと。

~~その内容として、~~

- ~~① 要援護者リストの作成のあり方の再検討と援助者リスト、援助手順作成の必要性~~
- ~~② 福祉避難所の整備の必要性~~
- ~~③ 災害時の情報伝達システムの整備の必要性（特に視覚障害）~~
- ~~④ 避難後の支援のあり方、避難所の運営のあり方に関するマニュアルの作成の必要性~~
- ~~⑤ 障がい者に必要とされる災害用備蓄品の確保のための指針~~
- ~~⑥ 防災士を含む災害ボランティア育成システムの必要性~~
- ~~⑦ 日常的な防災ネットワークの構築に努めること~~

(条例案に明記すべき事項)

市は、東日本大震災をはじめこれまでの被災地の教訓をもとに、災害時の支援のあり方、災害時を見越した日常の仕組みの構築、及び大分県、他の市町村、防災関係機関、事業者、市民と連携・協働できるよう基本計画の策定に取り組むこと。

(その考え)

アンケートでは、「災害時の声かけをしてほしい」、「緊急時の放送が聞こえない」、「避難の手助けをしてほしい」、「避難先が不安」などの声が寄せられ、障がいのある人とその家族は、災害時の対応に大きな不安を持っている。災害時には、市の職員や消防職員などを含め、多くの人々が被災者になる可能性があり、情報の伝達、避難方法、避難先の対応が困難になる可能性が高い。被災地で何が起きていたのか、事実を検証し、全ての市民が被害を最小限にとどめることができるように必要な準備を

<p>(その考え)</p> <p>これらは、東日本大震災の教訓として、特に重要な事項であり、本条例の目玉ともいうべきテーマである。</p>		<p>等を盛り込むこと。</p> <p>(その考え)</p> <p>再考したほうがよいものと考えます。</p> <p>(取り組むべき具体的な施策)</p> <p>① 要援護者リストの作成のあり方の再検討並びに援助者リスト及び援助手順作成</p> <p>② 福祉避難所の整備</p> <p>③ 災害時の情報伝達システムの整備（特に視覚障害）</p> <p>④ 避難後の支援のあり方、避難所の運営のあり方に関するマニュアルの作成</p> <p>⑤ 障がい者に必要とされる災害用備蓄品の確保のための指針の策定</p> <p>⑥ 防災士を含む災害ボランティア育成システムの構築</p> <p>⑦ 日常的な防災ネットワークの構築</p>	<p>しておくことが必要なため。</p> <p>(取り組むべき具体的な施策)</p> <p>1 別府市行政の基本的な役割</p> <p>① 職員の災害時の行動に対する能力向上</p> <p>② 他の地方公共団体との連携</p> <p>③ 災害時要援護者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要援護者リスト作成のあり方の再検討並びに援助者及び援助手順作成 ・福祉避難所の整備（支援者の確保や関係機関の連携も含む） ・避難訓練の実施（自治会単位、あるいはそれより小さな集落） ・障がいのある人に必要とされる災害用備蓄品確保のための指針策定 <p>④ 災害時の情報伝達システムの整備（特に視覚に障がいのある人）</p> <p>⑤ 公共施設の安全性の確保</p> <p>⑥ 減災意識の啓発・知識の普及</p> <p>⑦ 減災教育の推進</p>
---	--	--	---

<p>(条例案に明記すべき事項) 市は、市内各地区ごとに、障がい者・高齢者の参加する防災</p>	<p>(条例案に明記すべき事項) ・目的規定、理念規定及び定義規定の議論がなされていませんが、本</p>	<p>(条例案に明記すべき事項) 市は、市内各地区ごとに、障がい者・高齢者の参加する防災</p>	<p>⑧ 避難後の支援のあり方、避難所運営マニュアルの作成 ⑨ 防災士を含む災害ボランティア育成システムの構築 ⑩ 日常的な減災ネットワークの構築</p> <p>2 事業者の基本的な役割 ① 所有建物に対する耐震性の確保 ② 広告物の落下防止措置 ③ 災害時の活動に対して、人・物等の積極的な支援</p> <p>3 市民の基本的な役割 ① 災害に対する知識の習得 ② 食料及び必要備品の備蓄 ③ 防災訓練への参加 ④ 地域での減災組織活動参加 ⑤ 耐震性の確保 ⑥ 家具の転倒防止</p> <p>1 4頁の事項に統合</p>
--	--	--	--

<p>避難訓練を毎年実施することに努めること。</p> <p>(その考え)</p> <p>これらは、東日本大震災の教訓として、特に重要な事項であり、本条例の目玉ともいうべきテーマである。</p> <p>④ 雇用・就労</p> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>事業者は、労働者の募集又は採用に当たって、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>(その考え)</p> <p>「単独で通勤ができるか」「車いすの方が使用できるトイレがない」「ADLが自立している」等々の欠格条項があることは間接的な差別にあたる。</p> <p>また、採用試験に於いては、障がい特性に即した試験方法を実施すること。(合理的配慮)</p>	<p>条例の対象は「障がい者」です。(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> 目玉ともいうべきテーマではありますが、それは条例案に明記すべきであるとする客観的な根拠にはなりません。 <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「不利益な取扱い」の定義付けが必要であるものと考えます。 「障がい」の定義付けが必要であるものと考えます。 <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいを理由とした不利益な取扱いは、直接差別ではないのか？ 「また」以降は、条例案に明記すべき事項にあたり、それは、「その他不利益な取扱いをしないこと」に含まれるものと考えます。 	<p>避難訓練を毎年実施することに努めること。</p> <p>(その考え)</p> <p>再考したほうがよいものと考えます。</p> <p>④ 雇用・就労</p> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>事業者は、労働者の募集又は採用に当たって、障害がいを理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し付し、その他不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>(その考え)</p> <p>「単独で通勤ができるか」「社内に車いすの方が使用できるトイレがない」「ADLが自立しているか」等々の欠格条項があることは間接直接的な差別にあたるため。</p> <p>また、採用試験に於いては、障がい特性に即した試験方法を実施すること。(合理的配慮)</p>	<p>④ 雇用・就労</p> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>事業者は、労働者の募集又は採用に当たって、障がいを理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を付し、その他不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>(その考え)</p> <p>「単独で通勤ができるか」「社内に車いすの方が使用できるトイレがない」「ADLが自立しているか」等々の欠格条項があることは直接的な差別にあたるため。</p>
---	---	---	---

<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>事業者は、賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、障害を理由として、不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者の特性に合わせた短時間労働の実施。 重度身体障がい者の在宅就労の実施。 福祉的就労に於ける工賃を増やす方策の実施。 	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠になっていません。条例に基づく具体的な取組内容となっています。 	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>事業者は、賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、障害がいを理由として、不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>(その考え)</p> <p>再考したほうがよいものと考えます。</p> <p>(事業者の具体的な取組内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 精神障がい者の特性に合わせた短時間労働の実施。 重度身体障がい者の在宅就労の実施。 福祉的就労における工賃を増やす方策の実施。 	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>事業者は、賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、障がいを理由として、不利益な取扱いをせず、障がいのある人が働きやすい環境を整えること。</p> <p>(その考え)</p> <p>アンケートでは、「定年まで働けるか不安」、「障がいを理解してもらえない」など就労に関わる不利益な取扱いに対する不安の声が多くあった。障がいのある人が安心して暮らすためには、働ける条件の整備は不可欠であるため。</p> <p>(事業者の具体的な取組内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 精神に障がいのある人の特性に合わせた短時間労働の実施。 身体に重度の障がいのある人の在宅就労の実施。 福祉的就労における工賃を増やす方策の実施。 働きやすい環境を整えるよう各
---	--	--	--

<div data-bbox="159 671 602 868" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(条例案に明記すべき事項) 事業者は、障がい者が働きやすい環境を整えるよう努力すること。</p> </div> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働きやすい環境を整えるよう各種雇用助成金の利用を進める。 ・ジョブコーチの利用、障害者職業生活相談員を配置し、障がい者の相談体制を整え、長期による就労に繋がられるようにする。 ・会議、研修の際の資料等について障がい特性に即した合理的配慮を行う。 	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠になっていません。条例に基づく具体的な取組内容となっています。 	<div data-bbox="1162 671 1606 868" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(条例案に明記すべき事項) 事業者は、障がい者が働きやすい環境を整えるよう努力すること。</p> </div> <p>(その考え)</p> <p style="color: red;">再考したほうがよいものと考えます。</p> <p style="color: red;">(事業者の具体的な取組内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 働きやすい環境を整えるよう各種雇用助成金の利用を進める。 ② ジョブコーチの利用、障害者職業生活相談員を配置し、障がい者の相談体制を整え、長期による就労に繋がられるようにする。 ③ 会議、研修の際の資料等につい 	<p>種雇用助成金の利用を進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤ ジョブコーチの利用、障害者職業生活相談員を配置し、障がいのある人の相談体制を整え、長期による就労に繋がられるようにする。 ⑥ 会議、研修の際の資料等について障がい特性に即した合理的配慮を行う。 <p>18頁の事項に統合</p>
---	---	--	--

<p>(条例案に明記すべき事項) 市及び事業者は、障がい者を理由として、解雇し、又は退職を強いることを禁ず。</p> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用助成金が終わると無言の圧力や嫌がらせ等により退職を強いることが過去の事例であったと聞いたことがある。 <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、障がいの希望と適性に応じ、障がい者が雇用契約に基づき就労することが可能となり、及び福祉的就労関係事業所（障害者自立支援法に基づく就労継続支援その他就労関係の事業を実施する事業所をいう。第31条第3項及び第32条において同じ。）における工賃の水準の向上その他必要な環境が整備されるよう、企業、関係行政機関</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> 聞いたことがあるでは、根拠にはなりません。 <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ヘルスキーパー制度導入の推進に関することについては、どのように盛り込むのか？ <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠になっていません。条例に基づく具体的な施策となっています。 	<p>て障がい特性に即した合理的配慮を行う。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市及び事業者は、障がい者を理由として、障がい者を解雇し、又は退職を強いることを禁ず。 てはならないこと。</p> <p>(その考え)</p> <p>再考したほうがよいものと考えます。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、障がい者の希望と適性に応じ、障がい者が雇用契約に基づき就労することが可能となり、及び福祉的就労関係事業所（障害者自立支援法に基づく就労継続支援その他就労関係の事業を実施する事業所をいう。第31条第3項及び第32条において同じ。）における工賃の水準の向上その他必要な環境が整備されるよう、企業、関係行政機関</p>	<p>削除</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、障がいのある人が本人の希望と適性に応じ、一般就労及び福祉的就労をすることができるよう、行政・企業・福祉・医療関係者等による支援のネットワークを広げること。</p> <p>(その考え)</p> <p>障がいのある人は、「働きたい」、「働き続けたい」という気持ちを持っていても、困難が多く、仕事を見つけるためにも、また、働き続ける</p>
---	--	--	---

<p>その他関係者との連携及び協力により、必要な施策を講じなければならない。</p>		<p>その他関係者との連携及び協力により、必要な施策を講じなければならないこと。</p>	
<p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の雇用・就労の推進に向けた施策を講ずること。 各種雇用助成金の活用の啓発と助成金制度では対応できない通勤支援等の公的サービスの利用を可能とする新たな施策の推進。 官公需及び一般入札の際の障がい者雇用事業所へのより一層の配分増加措置の実施。 		<p>(その考え)</p> <p>再考したほうがよいものと考えます。</p> <p>(取り組むべき具体的な施策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 障がい者の雇用、就労の推進に向けた施策の実施。 各種雇用助成金の活用の啓発と助成金制度では対応できない通勤支援等の公的サービスの利用を可能とする新たな施策の実施。 官公需及び一般入札の際の障がい者雇用事業所へのより一層の配分増加措置の実施。 	<p>ためにも支援が欠かせないことが多い。地域において就労を実現するためには、生活支援を含めて様々な人や機関による連携した支援と情報の共有が重要であり、そのためには行政も関わったネットワークづくりが不可欠であるため。</p> <p>(取り組むべき具体的な施策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 障がいのある人の雇用、就労の推進に向けた施策の実施。 各種雇用助成金の活用の啓発と助成金制度では対応できない通勤支援等の公的サービスの利用を可能とする新たな施策の実施。 官公需及び一般入札の際の障がいのある人を雇用する事業所へのより一層の配分増加措置の実施。
<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市及び障がい者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する事業主又は使用者は、同条第2項で定める障害者雇用率の達成はもとより、一層の障がい</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠ではなく、願望や要望になっています。 	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市及び障がい害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する事業主又は使用者は、同条第2項で定める障害者雇用率の達成はもとより、一層の障が</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、障がいのある人の就労を推進するために、障がいの適性に応じた雇用の創出を進めること。</p> <p>(その考え)</p> <p>障がいのある人の働く場の確保</p>

<p>者雇用の促進に努めなければならない。</p> <p>前項以外の事業主又は使用者は、事業内容などを勘案して、障がい者の雇用促進に努めるものとする。</p>		<p>い者雇用の促進に努めなければならないこと。</p> <p>前項以外また、その他の事業主又は使用者は、事業内容などを勘案して、障がい者の雇用促進に努めるものとする。</p>	
<p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、市の障害者法定雇用率は達成されてはいるが、まだまだ数的には少ないと言わざるを得ない状況にある為、より一層の雇用が望まれる。 ・職種は色々ありますが、様々な障がい、また、重度、軽度に係らず就労が可能となるよう事業者には雇用形態、仕事内容の細分化をお願いしたい。 		<p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、市の障害者法定雇用率は達成されてはいるが、まだまだ数的には少ない低いと言わざるを得ない状況にあるため、より一層の雇用が望まれる。(事業主又は使用者の現状が抜けています。) ・再考したほうがよいものと考えます。 	<p>は、全体としても不足しているが、障がいによる格差も大きい。このため、作業部会の中では、視覚に障がいのある人の立場から「ヘルスキーパー制度」の採用促進等の具体的な取組の提案も行われた。障がいのある人による積極的な提言を受けて、雇用創出のための具体的な取組を進めることが必要であるため。</p>
<p>⑤ 保健・医療</p> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、障がい者及びその家族が安心して医療を受けられるための施策を講じること。そのために、各現場の垣根を越えて連携し、また必要な財源を確保す</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政上の措置に関する規定は、保健・医療に限ったことではないため、総則的規定に明記すべきであるものと考えます。 <p>(その考え)</p>	<p>⑤ 保健・医療</p> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、障がい者及びその家族が安心して医療を受けられるための施策を講じること。そのために、各現場の垣根を越えて連携し、また必要な財源を確保す</p>	<p>⑤ 保健・医療</p> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、障がいのある人及びその家族が安心して医療を受けられるよう、福祉、保健、医療関係者及び自治委員・民生委員・児童委員等の連携を進め、障が</p>

<p>ること。</p> <p>(その考え)</p> <p>障がい者及びその家族は、様々な困難を抱えており、医療を受けることがままならないことがある。また、個別の障がいについて医療関係者に知識や理解がなく対応が困難な場合もある。したがってだれもが医療受けられることを保障するための支援策、及び医療関係者の障がいへの理解を進めることが不可欠である。</p> <p>特に以下の事項を実現する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援法、地域生活支援事業における別府市独自の施策の拡充と必要な財源の確保。 ・医療現場での介護サービス利用(コミュニケーション支援・通院支援の拡充等)の実現。 ・65歳になる障がい者への介護保険1割利用料金負担の減免施策の実施と市単独での財源の確保。 ・医療、介護、教育現場との連携による発達障がい児への相談体制と適切な支援及び保育、義務教育を 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な困難という根拠に乏しいため、具体的なことを1つ又は2つ列挙したほうがよいと考えます。 ・「特に」以降は、条例に基づく具体的な施策となっています。 ・障害者自立支援法に基づく市の新規施策の実施はありません。 	<p>ること。</p> <p>(その考え)</p> <p>障がい者及びその家族は、様々な困難 (具体的な困難を挿入する必要があるものと考えます。)を抱えており、医療を受けることがままならないことがある。また、個別の障がいについて、医療関係者に知識や理解がなく対応が困難な場合もある。したがってだれもが医療を受けられることを保障するための支援策、及び医療関係者の障がいへの理解を進めることが不可欠であるため。</p> <p>特に以下の事項を実現する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援法、地域生活支援事業における別府市独自の施策の拡充と必要な財源の確保。 ・医療現場での介護サービス利用(コミュニケーション支援・通院支援の拡充等)の実現。 ・65歳になる障がい者への介護保険1割利用料金負担の減免施策の実施と市単独での財源の確保。 ・医療、介護、教育現場との連携に 	<p>いのある人とその家族への理解と支援を保障すること。</p> <p>(その考え)</p> <p>障がいのある人及びその家族は、「障がいのある子から目を離せない」、「なかなか病院に行けない」、「障がいのため、言葉が伝わりにくい」などの困難を抱えており、医療を受けることがままならないことがある。したがって、誰もが医療を受けられることを保障するためには、医療関係者及び地域の理解とコミュニケーション支援を含む対策が不可欠であるため。</p> <p>(取り組むべき具体的な施策)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域生活支援事業における別府市独自の施策の実施。 ② 医療現場での介護サービス利用(コミュニケーション支援・通院支援の拡充等)の実現。 ③ 65歳になる障がいのある人への介護保険1割利用料金負担の減免施策の実施。 ④ 医療、介護、教育現場との連携による発達障がいのある児童への
--	--	--	---

<p>安心して受けられるような施策の実施。また、これら施策に係る人材の育成。</p>		<p>よる発達障がい児への相談体制と適切な支援及び保育、義務教育を安心して受けられるような施策の実施。また、これら施策に係る人材の育成。</p> <p>(取り組むべき具体的な施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業における別府市独自の施策の実施。 ・医療現場での介護サービス利用(コミュニケーション支援・通院支援の拡充等)の実現。 ・65歳になる障がい者への介護保険1割利用料金負担の減免施策の実施。 ・医療、介護、教育現場との連携による発達障がい児への相談体制と適切な支援及び保育、義務教育を安心して受けられるような施策の実施。また、これら施策に係る人材の育成。 	<p>相談体制と適切な支援及び保育、義務教育を安心して受けられるような施策の実施。また、これら施策に係る人材の育成。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、緊急を要する事態についての対応を確立すること。</p> </div> <p>(その考え)</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どのような理由で対応が不十分で 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、障がい者に緊急を要する事態についてが発生した場合の対応を確立すること。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、障がいのある人及びその家族に緊急を要する事態が発生した場合の対応を確立するこ</p> </div>

精神科等の緊急時の対応は不十分である。その対応を民間病院のみに委ねるのではなく、公的な対応が不可欠である。自治体が責任を持って、病院、家族会、消防等の連携をすすめる対応を充実させることが必要である。

(条例案に明記すべき事項)

市は、医療現場の改善に障がい者及びその家族の声を反映するよう仕組みを整備する。

(その考え)

市が実施したアンケート及び条例をつくる会のアンケートにおいても、医療現場における具体的な課題が様々に指摘されている。これらの声を放置せず、一つずつ改善されるための仕組みが欠かせない。

あるのかが分かりません。

(条例案に明記すべき事項)

(その考え)

・様々という根拠に乏しいため、具体的なことを1つ又は2つ列挙したほうがよいと考えます。

(その考え)

~~精神科等病院~~の緊急時の対応は、(理由を挿入する必要があるものと考えます。)不十分である。そのため、その対応を民間病院のみに委ねるのではなく、公的な対応が不可欠である。自治体が責任を持って、病院、家族会、消防等の連携をすすめる推進し、緊急時の対応を充実させることが必要であるため。

(条例案に明記すべき事項)

市は、医療現場の改善に障がい者及びその家族の声を反映するよう仕組みを整備すること。

(その考え)

市が実施したアンケート及び条例をつくる会のアンケートにおいても、医療現場における具体的な課題が~~様々~~(具体的な課題を挿入する必要があるものと考えます。)に指摘されている。これらの声を放置せず、一つずつ改善されるための仕組

と。

(その考え)

夜間や休日における家族の急病、精神に障がいのある人等の病状悪化等の緊急時の対応は不十分であり、障がいのある人やその家族は不安を抱いている。その対応を民間病院のみに委ねるのではなく、公的な対応が不可欠である。自治体が責任を持って、病院、消防等の連携を推進し、相談窓口の設置など緊急時の対応を充実させることが必要であるため。

徳田委員提出資料の4の(2)の③へ移行(総則的規定に明記)

<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、障がい者が住み慣れた地域で暮らすことができるように、地域における障がいへの理解を進めるとともに、自治委員・民生児童委員・保健・医療・福祉・教育関係者等による地域における障がい者とその家族への理解と支援のシステムを確立する。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>・保健・医療に関するのではなく、相互理解の促進に関することではないか？</p> <p>(その考え)</p>	<p>みが欠かせないため。</p> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、障がい者が住み慣れた地域で暮らすことができるように、地域における障がいへの理解を進めるとともに、自治委員・民生委員・児童委員・保健・医療・福祉・教育関係者等による地域における障がい者とその家族への理解と支援のシステムを確立する。</p>	<p>2 2 頁の事項に統合</p>
<p>(その考え)</p> <p>障がい者とその家族は、周囲に理解してもらえない困難を抱えて地域で暮らしている。その実情を理解し、様々な立場の人たちが協力して支え合う地域をつくるのが安心して暮らせる地域をつくることになる。</p>	<p>(その考え)</p>	<p>(その考え)</p> <p>障がい者とその家族は、周囲に理解してもらえない困難を抱えて地域で暮らしている。その実情を理解し、様々な立場の人たちが協力して支え合う地域をつくるのが障がい者が安心して暮らせる地域をつくることになるため。</p>	
<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、保健・医療サービスを利用しやすくするために、国や県に対して提言するとともに、</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p> <p>・「具体的に」以降は、条例に基づく</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、保健・医療サービスを利用しやすくするために、国や県に対して提言するとともに、</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、保健・医療サービスを利用しやすくするために、医療費支払や手続きについて、障が</p>

市独自で可能な取り組みは積極的に推進する。

(その考え)

医療費の支払や手続きについて、簡素化を進めている地域が増えているが、本県・本市では取り組みが進んでいない。外出や書類の記入が困難等の人たちに対する手続きの簡素化は急ぐべきである。

具体的に、重度心身障害者医療費の医療機関窓口での精算体制の早期実施が必要である。

(条例案に明記すべき事項)

医療、介護等の事業者は、従事者に対して、障がい者（児）や障がいに対する理解を進めるための研修を受けさせるよう努めなければならない。

(その考え)

現在の障がいの定義を「社会モデル」と考えた時に、これまでの範囲

具体的な施策となっています。

(条例案に明記すべき事項)

- ・等とは、何を包括しているのですか？
- ・「障がい児」の定義付けが必要であるものと考えます。

(その考え)

- ・障がいの定義を社会モデルと考えるのであれば、研修が必要な者は、医療、介護等の事業者に限らない

市独自で可能な取り組みは積極的に推進すること。

(その考え)

医療費の支払や手続きについて、簡素化を進めている地域が増えているが、本県・本市では取り組みが進んでいない。外出や書類の記入が困難等の人たちに対する手続きの簡素化は急ぐべきである。

~~具体的に、重度心身障害者医療費の医療機関窓口での精算体制の早期実施が必要である。~~

(取り組むべき具体的な施策)

重度心身障害者医療費の支給の現物給付化

(条例案に明記すべき事項)

医療、介護等の事業者は、従事者に対して、障がい者（児）や障がいに対する理解を進めるための研修を受けさせ実施するよう努めなければならないこと。

(その考え)

再考したほうがよいものと考えま

いのある人の困難を軽減すること。

(その考え)

重度医療費の支払いにおいては、支払った上で払い戻しの手続きを行うことが必要であり、外出や書類の記入が困難な人にとっては、大きな負担となっている。すでに簡素化を進めている地域（県単位）がある中で、本市（大分県）においても実現するよう取り組むことが必要であるため。

(取り組むべき具体的な施策)

重度心身障害者医療費の支給の現物給付化

(条例案に明記すべき事項)

医療、介護等の事業者は、従事者に対して、障がいのある人や障がいに対する理解を進めるための研修を実施すること。

(その考え)

医療・介護等の従事者の障がいに対する理解は重要であるにもかかわらず、アンケートでは、「病院で障が

では収まらない部分が出てくると考えられることから、様々な障がい種別に関する知識や技術が望まれる。これらスキルや経験のための研修を実施する際は、有識者のみならず当事者やその家族を講師として招致し、経験や思いを聞く機会をできるだけ多く設けることが望まれる。

⑥ 保育・教育

(条例案に明記すべき事項)

市は、小学校就学前の障がいのある子どもに対し、共に生き、共に育ち合う保育を基本とし、他の児童とともに集団幼保育を実施すること。

(その考え)

障がいのある子どもの健全発達には、他の子どもと遊びや学びなどを共に行うことにより、障がいのある子どもはもとより他の子ども達にも、地域にも健全な発達を促す。

のではないかと。条例案に明記すべき事項とその考えとの関係に違和感を覚えます。

- ・根拠ではなく、願望になっています。

(条例案に明記すべき事項)

(その考え)

- ・この考えの根拠は何ですか？

す。

⑥ 保育・教育

(条例案に明記すべき事項)

市は、小学校就学前の障がいのある子ども~~見~~に対し、共に生き、共に育ち合う保育を基本とし、他の児童とともに集団幼保育を実施すること。

(その考え)

障がいのある子どもの健全発達には、他の子どもと遊びや学びなどを共に行うことにより促され、障がいのある子どもはもとより他の子ども達にも、地域にも健全な発達を促すため。

いのある子や育て方を非難される」、「医師に伝わらない」等、関係者の理解不足が指摘されているため。

(取り組むべき具体的な施策)

当事者や家族を含めた講師団による障がいについての研修

⑥ 保育・教育

(条例案に明記すべき事項)

市は、小学校就学前の障がいのある児童に対し、共に生き、共に育ち合う保育を基本とし、他の児童とともに集団幼保育を実施すること。

(その考え)

障がいのある児童の健全な発達には、他の子ども集団との遊びや学びを通じて双方に促される。このことが、義務教育から生涯教育として、障がいのある人の理解に繋がります。障がいのある児童や保護者が「希望する」保育及び療育を受けられる体制整備を構築することが障がい児

<p>(条例案に明記すべき事項) 市は、教育を受けるに当たり、日本国憲法をはじめ、教育基本法、障害者基本法に基づき、教育の機会均等を保障されなければならない。</p> <p>(その考え) 教育を権利として受け止め、誰もが等しく権利を行使出来るよう条文化してほしい。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え) ・根拠ではなく、要望になっています。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項) 市は、教育を受けるに当たり、障がい者に対し、日本国憲法をはじめ、教育基本法、障害者基本法に基づき、教育の機会均等を保障されなければならない。</p> <p>(その考え) 再考したほうがよいものと考えます。</p>	<p>保育において重要であるため。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、障がいのある人に対し、日本国憲法をはじめ、教育基本法、障害者基本法に基づき、教育の機会均等を保障しなければならない。</p> <p>(その考え) アンケートでも、通常学校か特別支援学校かに大別されますが、権利として、「教育の機会均等」が図られねばならない。その上で、当事者や保護者の「選択権」を尊重した教育及び療育が保障されねばならない。障害者教育の流れは、統合教育から支援を包括的に行う、包括的な教育が重要視されている。市並びに学校は、障がいのある人の受け入れにおける「合理的配慮」や「義務教育段階での障害者理解」への教育の推進等、アンケートに切な声として記されている。</p>
--	---	--	--

<p>(条例案に明記すべき事項) 市は、就学時はもとより就学前の幼保を含め包括的な支援を行わねばならない。</p> <p>(その考え) 現状は障がい児の希望や保護者の希望がかなわない。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どのような希望なのかということを具体的に1つ又は2つ列挙したほうがよいと考えます。 	<p>(条例案に明記すべき事項) 市は、就学時はもとより就学前の幼保を含め障がい児に対し、教育の包括的な支援を行わねばならないこと。</p> <p>(その考え) 現状は、障がい児の希望（具体的な希望を挿入する必要があるものと考えます。）や保護者の希望（具体的な希望を挿入する必要があるものと考えます。）がかなわないため。</p>	<p>28頁の事項に統合</p>
<p>(条例案に明記すべき事項) 市は、義務教育の中で障がいの正しい理解を得られるようカリキュラム等に位置付けるとともに、児童、生徒、保護者等に対して、福祉教育を行ってほしい。</p> <p>(その考え) 障がいの正しい理解を子どもの段階から教育してほしい。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育・教育に関することではなく、相互理解の促進に関することではないでしょうか？ ・ 要望と受け止められます。 <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠ではなく、要望になっています。 	<p>(条例案に明記すべき事項) 市は、義務教育の中で障がいの正しい理解を得られるようカリキュラム等に位置付けるとともに、児童、生徒、保護者等に対して、福祉教育を行ってほしうこと。</p> <p>(その考え) 再考したほうがよいものと考えます。</p>	<p>2頁の事項に統合</p>

<p>(条例案に明記すべき事項) 教職員に対し、障がいについて、研修をはじめレベルアップをするべき。</p> <p>(その考え) 教職員での障がい児(者)の正しい理解が不十分と思われる。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え) ・思われるでは、根拠となりません。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項) 教職員に対しは、障がいについて、研修をはじめレベルアップをするべき受けるなどにより、障がいに対する理解を深めること。</p> <p>(その考え) 再考したほうがよいものと考えます。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項) 市は、子ども達に、障がいについての正しい知識を提供し、障がいのある児童に対する差別やいじめを根絶するために、教職員に対し、社会モデルの習得及び障がいのある人やその家族の置かれている実情への理解を深めるために必要な研修の実施等に努めること。</p> <p>(その考え) 障がいあるいは、障がいのある人への理解は、子どもの時期における正しい教育によって、深めることが可能となるところ、現状は、教職員において、社会モデルの考え方自体が普及しておらず、そのための研修も実施されていない。 そのうえで、障がいの問題を教育における切実な課題として理解するうえで、最も必要とされる障がい当事者や家族の生の声を聞く機会も全くといっていい程補償されていない。</p>
---	--	--	---

<p>(条例案に明記すべき事項) 市は、特別支援学校や普通校等との連携や調整を図るため教育センター等を設立する。</p> <p>(その考え) 横の連携(県立・市立)を調整し、障がい児が安心出来るようにしてほしい。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、外国籍の児童(障がい児含)に対しても、就学、福祉教育等されたし。</p> <p>(その考え) 別府市はAPUはじめ外国籍の人々が多い。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、教職員に対し「社会モ</p>	<p>(条例案に明記すべき事項) ・等とは、何を包括しているのですか? (その考え) ・なぜ、連携や調整が必要なのかという根拠を示す必要があるものと考えます。 ・根拠ではなく、要望になっています。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) ・定義規定の話し合いが済んでいませんが、外国籍の児童が障がい児であれば、わざわざこの事項を明記する必要はないものと考えます。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) ・等とは、何を包括しているのですか?</p>	<p>(条例案に明記すべき事項) 市は、特別支援学校や普通学校等との連携や調整を図るため教育センター等の機関を設立すること。</p> <p>(その考え) 再考したほうがよいものと考えます。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、外国籍の児童(障がい児含)に対しても、就学、福祉教育等されたし。</p> <p>(その考え) 別府市はAPUはじめ外国籍の人々が多い。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、教職員に対し「社会モ</p>	<p>(取り組むべき具体的な施策) 当事者や家族を含めた講師団の編成と教職員研修プログラムの作成</p> <p>第9回会議で議論</p> <p>削除</p> <p>31頁の事項に統合</p>
---	--	---	---

「モデル」の考え方等を啓発し、障がい児（者）の正しいモデルを示してほしい。

（その考え）

教職員が社会モデルの考え方の理解が不足している。

⑦ 芸術文化・スポーツ

（条例案に明記すべき事項）

芸術文化、スポーツに参加する為には、サポート体制づくり、指導員の育成が必要である。又、参加できる場所、スポーツ芸術の種類に関しての情報提供を積極的に行なうべき。

（その考え）

この芸術文化、スポーツについて市民からの意見がないということでしたが、日中、平日は学校や作業所へ行っている障がい者（児）の土日の余暇活動場所、参加できるサポート体制、スポーツ・芸術を指導できる指導員の育成と派遣体制がなく、余暇活動の広報の仕方など問題がある。

・正しいモデルとは、何ですか？

（その考え）

・理解が不足しているという根拠は何なのかを示す必要があるものと考えます。

（条例案に明記すべき事項）

（その考え）

・どういった問題があるのかということを具体的に1つ又は2つ列挙したほうがよいと考えます。

「モデル」の考え方等を啓発し、障がい児（者）の正しいモデルを示してほしいこと。

（その考え）

再考したほうがよいものと考えます。

⑦ 芸術文化・スポーツ

（条例案に明記すべき事項）

市は、障がい者が芸術文化、スポーツに参加する為には、~~ことができるようサポート体制づくり、指導員の育成が必要である、情報提供を行うこと。又、参加できる場所、スポーツ芸術の種類に関しての情報提供を積極的に行なうべき。~~

（その考え）

~~この芸術文化、スポーツについて市民からの意見がないということでしたが、日中、平日は~~学校や作業所へ行っている障がい者（児）の土日の余暇活動場所、参加できるサポート体制、スポーツ・芸術を指導できる指導員の育成と派遣体制がな

⑦ 芸術文化・スポーツ

（条例案に明記すべき事項）

市は、障がいのある人が芸術文化、スポーツに参加することができるようサポート体制づくり、指導員の育成、情報提供を行うこと。

（その考え）

日中、平日に学校や作業所へ行っている障がいのある人の土日の余暇活動場所、参加できるサポート体制、スポーツ・芸術を指導できる指導員の育成と派遣体制がなく、また、余暇活動の広報の仕方などに問題があるため。

く、また、余暇活動の広報の仕方などに問題（具体的な問題を挿入する必要があります。）があるため。

⑧ 生活支援

（条例案に明記すべき事項）

市及び相談支援事業者は、相談及び支援に当たっては、障害がい当事者やその家族の人権に配慮し、地域で自立した生活をする上で必要なサービスの情報提供ならびに及び支援を行うこと。

（その考え）

- ・（相談支援が不十分である根拠を挿入する必要があります。）各種障害者手帳を申請する者に対する現在の相談支援が不十分であるとする。医療や福祉サービスは多岐に渡り、急性期の当事者や障害がい者や家族の苦悩や混乱は容易に想像ができ、心身両面の支援及び医療費、福祉サービス費等金銭に係る助成制度の周知に関する

⑧ 生活支援

（条例案に明記すべき事項）

市及び相談支援事業者は、障がいのある人やその家族の人権に配慮し、地域で自立した生活をするうえで必要なサービスの情報提供及び支援を行うこと。

（その考え）

第3回会議で配布された「別府市条例アンケート 作業部会資料」のP23～P28に生活支援に関する声が寄せられているが、「自分が40度の熱を出しても、頼る人がいなかったり、息子がそれを理解できず、無理矢理起こされ、全く休めなかった。（知的）」「親が亡くなった後、子供が入る施設があるのか？・兄弟が面倒見ることが出来るのか心配です。・親が病気になったり入院した時の対応ができるかどうか？（知的）」

⑧ 生活支援

（条例案に明記すべき事項）

市及び相談支援事業者は、相談及び支援に当たっては、障害当事者やその家族の人権に配慮し、地域で自立した生活をする上で必要なサービスの情報提供ならびに支援を行うこと。

（その考え）

- ・各種障害者手帳を申請する者に対する現在の相談支援が不十分であるとする。医療や福祉サービスは多岐に渡り、急性期の当事者や家族の苦悩や混乱は容易に想像ができ、心身両面の支援及び医療費、福祉サービス費等金銭に係る助成制度の周知に関する支援は必要不可欠である。医療と介護が連携し、行政の待ちの姿勢ではなく一層の積極的な相談体制を図るべきであ

（条例案に明記すべき事項）

（その考え）

- ・現在の相談支援が不十分であるという根拠は何なのかを示す必要があるものと考えます。
- ・「精神障がいのある方へ」以降は、条例に基づく具体的な施策となっています。

<p>ると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障がいのある方への24時間365日のサポート支援を実施するための電話を含めた相談窓口の設置。 		<p>支援は必要不可欠である。医療と介護が連携し、行政の待ちの姿勢ではなくより一層の積極的な相談体制を図るべきであると考えます。</p> <p>精神障がいのある方への24時間365日のサポート支援を実施するための電話を含めた相談窓口の設置。</p> <p>(取り組むべき具体的な施策)</p> <p>精神障がいのある方への24時間365日のサポート支援を実施するための電話を含めた相談窓口の設置。</p>	<p>「誰かにたよりたい。目がよく見えないので、私は歩くことが困難です。お願いします。(身体)」「当事者・家族のための気軽な相談システムがほしい(24時間・365日相談できるところ)・当事者支援を家族まかせにせず、社会で支援するシステムがほしい。・デイケアと作業所に行けない場合の日中の過ごし方や、落ち着ける居場所がほしい。・精神障がい者を子に持つ親。家族の支援の種類やシステムが不足している。(精神)」のように、必要なところへの情報提供や支援が必要だと考えます。</p> <p>また、各種障害者手帳を申請する者に対する相談支援が不十分であるとする。医療や福祉サービスは多岐に渡り、急性期の障がいのある人や家族の苦悩や混乱は想像ができ、「重度心身障害者医療費の助成制度を知らず、400万円もの償還されるべきお金を失った人がいる」ことから、心身両面の支援及び医療費、福祉サービス等金銭に係る助成制度</p>
---	--	--	--

<p>(条例案に明記すべき事項) 市は、相談及び支援に当たっては、事業者及び様々な相談機関や関係機関との連携を図り、総合的な相談体制の確立及びそれら相談窓口へつなぐためのワンストップ体制の家族を含めたピアサポートの仕組みを構築すること。</p> <p>(その考え) ・様々な相談窓口があるために返ってどこに相談をすればよいか分からない現状があるため、現相談事業所と身近にある相談場所から必要な相談先に繋げサービス支援を</p>	<p>(条例案に明記すべき事項) (その考え)</p>	<p>(条例案に明記すべき事項) 市は、相談及び支援に当たっては、事業者及び様々な相談機関や関係機関との連携を図り、総合的な相談体制の確立及びそれら相談窓口へつなぐためのワンストップ体制の家族を含めたピアサポートの仕組みを構築すること。</p> <p>(その考え) ・様々な相談窓口があるために返ってどこに相談をすればよいか分からない現状があるため、現相談事業所と身近にある相談場所から必要な相談先に繋げ、サービス支援</p>	<p>の周知に関する支援は必要不可欠である。医療と介護が連携し、より一層の積極的な相談体制を測るべきであると考えます。</p> <p>(取り組むべき具体的な施策) 精神に障がいのある人への24時間365日のサポート支援を実施するための電話を含めた相談窓口の設置。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、相談及び支援に当たっては、事業者及び様々な相談機関や関係機関との連携を図り、総合的な相談体制の確立及びそれら相談窓口へ繋ぐためのワンストップ体制の家族を含めたピアサポートの仕組みを構築すること。</p> <p>(その考え) 第3回会議で配布された「別府市条例アンケート 作業部会資料」のP23～P28に生活支援に関する声が寄せられているが、「当事者・家族のための気軽な相談システムがほ</p>
--	--------------------------------------	---	--

<p>行うしくみが必要であると考えます。</p>		<p>を行うしくみが必要であると考えます。</p>	<p>しい（24時間・365日相談できる） ・当事者支援を家族まかせにせず、社会で支援するシステムがほしい。 ・デイケアと作業所に行けない場合の日中の過ごし方や、落ち着ける居場所がほしい。 ・精神障がい者を子に持つ親。 家族の支援の種類やシステムが不足している。(精神)」 「私はもう60歳になります。これから先、親も兄妹もいませのでグループホームに入居していますが、70歳が近づく頃、どのようにしたらいいのか、施設（老人ホーム）に入居するのか、心配しています。(精神)」 「施設に長くいると高齢化になり、家族、福祉事務所の方も次のステップを考えるのに困難なことが多々ある。一番不便、不都合を感じている利用者なのに、スムーズな移行への行政への対応が遅れている。(知的・身体・精神)のように、様々な相談機関や関係機関との連携、それらへ繋ぐワンストップの相談窓口が必要であると考えます。</p>
--------------------------	--	---------------------------	--

(条例案に明記すべき事項)

市及び相談支援事業者は、相談及び支援の際に必要な専門技術ならびに職業倫理の向上に努めなければならない。

(その考え)

- ・現在、別府市の委託を受けている相談支援事業所が4か所、指定相談支援事業所が2か所在るが、相談件数から鑑みて、事業所数ならびに相談員の人数が少ないと感じる。

県は委託の見込みのある事業所しか指定を出さないと新規の申請すら門前払いしているが、指定相談事業所を拡充し、利用者への選択肢の拡充やより密で質の高い相談支援体制を整備する必要があると考えます。また、事業所や相談員の質やスキル、経験の向上のため、現場に即したさらなる研修を実施すること。

(条例案に明記すべき事項)

(その考え)

- ・1日当たり1事業所の相談件数を単純計算した場合、7件(10,696件÷365日÷4事業所)となるが、相談件数から鑑みて、事業所数と相談員数が少ないとなぜ感じるのかという具体的な根拠を示す必要があると考えます。
- ・事業所数と相談員数が少ないと感じていることと、条例案に明記すべき事項とすることとの関連が分かりづらいです。
- ・県は委託の見込みのある事業所しか指定を出さないと新規の申請すら門前払いをしているという根拠は何ですか？
- ・「また」以降は、条例に基づく具体的な施策となっています。

(条例案に明記すべき事項)

市及び相談支援事業者は、相談及び支援の際に必要な専門技術ならびに並びに職業倫理の向上に努めなければならないこと。

(その考え)

- ・現在、別府市の委託を受けている相談支援事業所が4か所、指定相談支援事業所が2か所在あるが、相談件数から鑑みて、(具体的な根拠を挿入する必要があるものと考えます。)事業所数ならびに及び相談員の人数が少ないと感じる。
- 県は委託の見込みのある事業所しか指定を出さないと新規の申請すら門前払いしているが、指定相談事業所を拡充し、利用者への選択肢の拡充やより密で質の高い相談支援体制を整備する必要があると考えます。また、事業所や相談員の質やスキル、経験の向上のため、現場に即したさらなる研修を実施すること。

(条例案に明記すべき事項)

市及び相談支援事業者は、相談及び支援の際に必要な専門技術並びに職業倫理の向上に努めること。

(その考え)

第3回会議で配布された「別府市条例アンケート 作業部会資料」のP23～P28に生活支援に関する声が寄せられているが、「近くに親戚もなく、手をちょっと貸して欲しい時や2時間離れたところに義母が入院していて、お見舞いに行くため、日常生活にも支障が出たのでヘルパーさんをお願いしたいと市役所に行ったが、どうしてあなたたちにそこまで言われたいといけないのかとても冷たく職員に対応され、たった5時間もらうのが本当に大変だった。問題が起こるとどこに相談したら良いんだろうと悩みます。そういうときだれでも、パソコンがなくてもみんながわかりやすい道筋を立てて欲しいと思います。小さいうちは、

<p>(条例案に明記すべき事項) 市は、情報を利用することが困難な障がい者に対し、またはそれら障がい者をサポートする</p>	<p>(条例案に明記すべき事項) (その考え) ・根拠になっていません。条例に基</p>	<p>(取り組むべき具体的な施策) 事業所職員や相談員の質やスキル、経験の向上のための現場に即したさらなる研修の実施。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、情報を利用する得ることが困難な障がい者に対し、またはそれら障がい者をサポート</p>	<p>本当に手はかかるし、障がいかどうかもわからない時が本当に大変で、兄弟にもとても負担を掛けます。そのときに手厚くして欲しいです。(例えば様子をうかがいに来てくれるとか。)育てるだけで親は手一杯なので、周りの人に理解をしてもらおうとするのはもっと大変です。そこを仲介してくれる人がいたらと思います。(知的・身体)」という職業倫理に抵触するようなご意見や、また、平成25年4月から施行される障害者総合支援法では130もの難病の方々が支援の枠組みに入ることからさらなる専門知識の向上が必要だと考えます。</p> <p>(取り組むべき具体的な施策) 事業所職員や相談員の質やスキル、経験の向上のための現場に即したさらなる研修の実施。</p> <p>(条例案に明記すべき事項) 市は、情報を利用することが困難な障がいのある人に対して、情報を利用しやすくするた</p>
--	---	--	--

<p>事業者に対して、情報通信の技術を利用しやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。</p>	<p>づく具体的な施策となっています。</p>	<p>する事業者に対して、情報通信の技術を利用しやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならないこと。</p>	<p>めの機器の活用や障がいの特性に応じた配慮を行うこと。</p>
<p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい特性に合わせた合理的配慮の実施。 視覚障がい者協会等との連携により点字プリンターの貸し出しやプリントアウトサービス（有料）の実施。 	<p>(その考え)</p> <p>再考したほうがよいものと考えます。</p> <p>(取り組むべき具体的な施策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 障がい特性に合わせた合理的配慮の実施。 視覚障がい者協会等との連携により点字プリンターの貸し出しやプリントアウトサービス（有料）の実施。 	<p>(その考え)</p> <p>アンケートでは、「情報がなく孤独」、「目が悪いので字を大きくしてほしい」、「点字資料が少ない」、「電子データを希望」などの声が寄せられており、障がいに応じた情報伝達のための配慮が不可欠であるため。</p> <p>(取り組むべき具体的な施策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 障がい特性に合わせた合理的配慮の実施。 視覚障がい者協会等との連携により点字プリンターの貸し出しやプリントアウトサービス（有料）の実施。 聴覚に障がいのある人への手話通訳、要約筆記の準備。 視覚に障がいのある人への配布物の点字化等、障がい特性に合わせた合理的配慮の実施。 	<p>(その考え)</p> <p>アンケートでは、「情報がなく孤独」、「目が悪いので字を大きくしてほしい」、「点字資料が少ない」、「電子データを希望」などの声が寄せられており、障がいに応じた情報伝達のための配慮が不可欠であるため。</p> <p>(取り組むべき具体的な施策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 障がい特性に合わせた合理的配慮の実施。 視覚障がい者協会等との連携により点字プリンターの貸し出しやプリントアウトサービス（有料）の実施。 聴覚に障がいのある人への手話通訳、要約筆記の準備。 視覚に障がいのある人への配布物の点字化等、障がい特性に合わせた合理的配慮の実施。
<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市及び事業者は、行事、イベント、研修、会議等を開催する</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市及び事業者は、行事、イベント、研修、会議等を開催する</p>	<p>39頁の事項に統合</p>

<p>際ならびに生活に必要不可欠な情報の提供及び通信を行うときは、意思疎通が困難な障がい者に対し、それぞれの障がいの特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うものとする。</p>	<p>・根拠になっていません。条例に基づく具体的な施策となっています。</p>	<p>際ならびに並びに生活に必要不可欠な情報の提供及び通信を行うときは、意思疎通が困難な障がい者に対し、それぞれの障がいの特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うものとする</p>	<p>1 4 頁の事項に統合</p>
<p>(その考え)</p> <p>・聴覚障がいのある方への手話通訳、要約筆記の準備。視覚障がいのある方への配布物の点字化等、障がい特性に合わせた合理的配慮の実施。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p> <p>・根拠になっていません。条例に基づく具体的な施策となっています。</p>	<p>(その考え)</p> <p>再考したほうがよいものと考えます。</p> <p>(取り組むべき具体的な施策)</p> <p>① 聴覚障がいのある方への手話通訳、要約筆記の準備。</p> <p>② 視覚障がいのある方への配布物の点字化等、障がい特性に合わせた合理的配慮の実施。</p>	
<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、災害発生時や緊急時に自治会や民生委員・児童委員、事業者等の各関係機関と連携し要援護者である障がい者に対して、その障がい特性に合わせた情報提供を迅速かつ正確に行わなければならない。</p>		<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、災害発生時や緊急時に自治会や民生委員・児童委員、事業者等の各関係機関と連携し要援護者である障がい者に対して、その障がい特性に合わせた情報提供を迅速かつ正確に行わなければならないこと。</p>	

<p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所や福祉避難所に関する情報提供や避難支援のしくみを整備。 ・避難先での障がい特性に合わせた情報提供と支援をつなぐしくみを作る。 <div data-bbox="159 671 602 868" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、障がい者への差別や虐待が起きた際には相談及び調停を行う委員会を設置すること。</p> </div> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別や虐待が発生した際の解決に向けた相談窓口と解決のしくみづくりを整備。 <div data-bbox="159 1110 602 1393" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、障がい者はみんな違うという理解のもと住み慣れた家において、安心して日常生活を送れるよう必要な施策を講じること（当事者や家族と話し合う</p> </div>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜ、委員会の設置が必要なのかという根拠を示す必要があるものと考えます。 <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ノーマライゼーション理念に基づく誰もが住み慣れた地域の中で安心して住み続けられる」ということをどのように盛り込むのか？ 	<p>(その考え)</p> <p>再考したほうがよいものと考えます。</p> <p>(取り組むべき具体的な施策)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 避難所や福祉避難所に関する情報提供や避難支援の仕組を整備。 ② 避難先での障がい特性に合わせた情報提供と支援を繋ぐ仕組を作る。 <div data-bbox="1167 671 1610 916" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、障がい者への差別や虐待が起きた際には相談及び調停を行う委員会を設置すること。</p> </div> <p>(その考え)</p> <p>再考したほうがよいものと考えます。</p> <div data-bbox="1167 1110 1610 1393" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>市は、障がい者や家族と話し合う姿勢を大切にし、障がい者はみんな違うという理解のもと住み慣れた家において、安心して日常生活を送れるよう必要な</p> </div>	<p>5 頁の下の事項に統合</p> <p>第 9 回会議で議論</p>
---	---	--	--------------------------------------

<p>姿勢が大切)</p> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その人に合わせた個別サービスの充実を図る ・相談業務の充実を図る ・親が亡くなった時の支援体制の整備 ・親が病気になったり緊急時の受け入れ体制などのサービスの整備 ・知的、精神のグループホームの充実を図る ・在宅支援者の人材育成と保障の充実を図る ・別府市民に対して地域で支援するという気運をじょうせいする ・保護者が気がねなく話し合える場づくり ・緊急時のみまもり体制は複数の方法で地域をまき込んで行う 	<p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠になっていません。条例に基づく具体的な施策となっています。 	<p>施策を講じること。(当事者や家族と話し合う姿勢が大切)</p> <p>(その考え)</p> <p>再考したほうがよいものと考えます。</p> <p>(取り組むべき具体的な施策)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① その人に合わせた個別サービスの充実を図る。 ② 相談業務の充実を図る。 ③ 親が亡くなった時の支援体制の整備。 ④ 親が病気になったり緊急時の受け入れ体制などのサービスの整備。 ⑤ 知的、精神のグループホームの充実を図る。 ⑥ 在宅支援者の人材育成と保障の充実を図る。 ⑦ 別府市民に対して地域で支援するという気運を醸成する。 ⑧ 保護者が気がねなく話し合える場づくり。 ⑨ 緊急時の見守り体制は複数の方法で地域を巻き込んで行う。 	
--	--	--	--

<p>⑨ その他</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(条例案に明記すべき事項) なし。</p> </div> <p>(その考え)</p> <p>所得保障と親亡き後の問題について、今後、細分化して議論していきます。</p>	<p>(条例案に明記すべき事項)</p> <p>(その考え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつ細分化して議論するのか？ 	<p>⑨ その他</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(条例案に明記すべき事項) なし。</p> </div> <p>(その考え)</p> <p>所得保障と親亡き後の問題について、今後、細分化して議論していきます。</p>	<p>所得保障について、第9回会議で議論</p>
--	--	--	--------------------------